

は不叶との儀に付、深入大に迷惑いたし、御堀端につくばい罷在候所に、朽木民部少輔殿登城有、深入を御見かけ、御徒目付衆へ、あの者の儀は、何故爰元に居候哉と尋られければ、總て町人杯の様なる者の儀は、いづれも御門外にて下乗筈の義也、此邊迄竹輿に乗罷越候に付、指扣へ罷在候様にと申付候由被申ければ、御聞ありて、あの者は、近き頃御願申上、法體の身と成、竹輿に乗候ては、何國迄も乗候事と心得、爰迄も乗付しと相見候、近比不調法なる事也、乍去我等狂歌を一首よみ候間、此歌に免じ、今日の儀は宥免致され間敷やと御申に付、御徒目付衆も、民部殿御申の事故、何がさてと被申ければ、民部殿とりあへず、

橋本で下るべきものが乗物で深入をしてとがめられけり

〔豊太閤大坂城中壁書〕御掟略〇中

一 乗物御赦免之衆、家康、利家、景勝、輝元、隆景、並古公家、長老出世之衆、此外雖大名、若年之衆者、可爲騎馬、年齡五十以後之衆者、路次及一里者、駕籠之儀被成、御免候、於當病者、是又駕籠御免之事、右條々於違犯之輩者、可被處嚴科者也、

文祿四年八月三日

隆景 輝元 利家 秀家 家康

〔享保集成絲綸錄^{十六}〕延寶九九年五月

覺

一 小普請役相勤、五十歳内、而乗物斷、向後不被成、御免事、

二 當病に而御奉公不相勤、養生之内、乗物斷、向後以誓詞、可爲御免事、

三 乍勤乗物斷は、以月切之誓詞、可爲御免事、

一 雖爲御直參、輕御奉公人、可爲乗物無用、無據子細有之ば、支配方受差圖、或乗物、或駕籠、以誓詞、可爲御免事、